



平成23年度厚生労働省雇用均等・児童家庭局

第一次補正予算の概要

東日本大震災に係る復旧支援

第1 被災者への支援

27億円

○ 被災した児童への相談・援助

27億円

地震や津波によって日常生活を奪われ、避難生活を送ることを余儀なくされた児童の生活状況の激変に伴う様々な不安や悩みを解消するため、児童福祉に関わる専門職種の者が、必要に応じてスクールカウンセラー等と連携を図りながら、避難所等の被災児童が生活する場において相談・援助を行い、被災前の生活や心理状態を取り戻すための支援を行う。（安心こども基金の積み増し、定額補助）

第2 被災地の復旧支援

54億円

○ 児童福祉施設等の災害復旧

47億円

被災した児童福祉施設等の復旧に係る施設整備に対する国庫補助率を引上げ、所要の国庫補助を行う。

○国庫補助率の引上げ

1/2 → 2/3（例：児童相談所など）

1/3 → 1/2（例：児童厚生施設など）

上記のほか、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）に基づき、自治体の財政力に応じ特別の財政援助を行う。（例：保育所、児童養護施設など）

○ 子育て支援関連施設等に係る復旧支援

8億円

被災した地域子育て支援拠点等の子育て関連施設等について、その復旧に要する初期契約費用、再開等準備経費に対して、国庫補助を行う。（定額補助）

※ 上記のほか、平成23年度予算に計上した子ども手当の上積みのための財源について、補正減額する。

震災で親をなくした子ども達の状況と支援対策について

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

1. 児童相談所による要保護児童の確認と相談

○3月11日の震災発生を受け、3月15日に通知を発出し、被災地以外の各自治体へ、児童福祉関係職員の派遣の協力依頼をしたところ、396人(児童指導員19、児童福祉司85、児童心理司61、保育士198、その他33)の職員の派遣が可能との回答があった。

○被災地自治体からの要請を受けて、児童福祉司、児童心理司等を派遣し、地元の児童相談所の職員とチームを組んで、各避難所等を巡回し、要保護児童を把握。また、児童との面談、養育と生活に関する親族との話し合いを実施

① 岩手県：3月25日～31日、5月9日～13日(19名を派遣)

② 宮城県：4月5日～5月20日(118名を派遣)、5月23日～27日(4名が活動中)

③ 福島県：4月11日～15日(12名を派遣)

○5月25日現在、合計155人(岩手県57人、宮城県80人、福島県18人)の確認が行われているが、今後増える見込

- ・ 今回の震災で両親が共に死亡又は行方不明となった児童の数。
- ・ 多くは親族の自宅で、一部は避難所で親族と一緒に生活している。

2. 子どもの心のケア等

○『震災により親を亡くした子どもへの対応について』(国立成育医療センター作成)(支援者向けの留意点)

『社会的養護における災害時「子どもの心のケア」手引き』(日本子ども虐待防止学会社会的養護ワーキンググループ作成)を地方公共団体、児童相談所、児童福祉施設等に配布。

○心のケアについては、精神科医、看護師等から構成される「心のケアチーム」41チームを確保し、5月25日現在、29チームが活動を行っている。

○第1次補正予算で、地方自治体において、児童福祉の専門職種の者が、必要に応じてスクールカウンセラー等と連携を図りながら、被災した児童への相談・援助を行う費用の補助を計上。(27億円、安心こども基金の積み増し)

3. 要保護児童の受け入れについて

- 児童相談所は、把握した子どもの状況に応じて、できる限り親族による引き受けを調整し、その際、必要に応じ親族里親の制度等も活用する。
- また、親族による引受けがされない児童は、養育里親やファミリーホームなどへの委託を調整し、必要な場合には一時的な生活場所として児童養護施設への入所を行う。

(参考1) 阪神淡路大震災では、兵庫県における震災孤児は68名。そのうち60名が親族引き取りで、知人引き取り2名、自宅生活5名で、施設は1名。兵庫県ではこのほか遺児は322名、そのうち母が死亡188名、父が死亡144名。

(参考2) 地元自治体において、未委託の登録里親数は262名。また、児童養護施設等も一定数の受け入れが可能。

里親の現状 (本年3月現在 (岩手は4月 現在)		登録里親数	委託里親数	委託児童数	未委託登録里親数
	岩手県		124	32	38
宮城県		84	35	38	49
仙台市		54	22	30	32
福島県		131	42	55	89
合計		393	131	161	262

4. 経済的支援(別紙参照)

- 遺族基礎年金、遺族厚生年金
- 労災保険の遺族補償年金等
- 年金が支給されない場合は児童扶養手当
- 更に必要に応じ、3親等以内の親族の場合は親族里親、4親等以上の場合は養育里親制度

震災孤児に対する経済的支援(概要)

一両親とも死亡し、親族が養育する場合一

	労 災 (遺族補償年金等)	年 金		児童扶養手当	子ども手当	親族里親
		遺族基礎年金	遺族厚生年金			
支給要件等	労働者が、仕事 中や通勤中に死 亡した場合に、そ の子に支給 (18歳年度末まで)	国民年金・厚生 年金の加入者等 が死亡した場合 に、その子に支 給 (18歳年度末まで)	厚生年金の加入 者等が死亡した 場合に、その子 に支給 (18歳年度末まで)	父母が死亡又は 行方不明で、父 母以外の者が子 を養育する場合 に、その養育者 に支給 (18歳年度末まで)	父母が死亡・行 方不明などの場 合、養育者(監 護・生計維持)に 支給 (15歳年度末まで)	・3親等以内の親族 であること(4親等 以上は通常の養 育里親) ・父母が死亡、行方 不明等により子の 養育が期待できな いこと (原則18歳まで、20 歳まで延長可)
		* 死亡した加入者が保険料納付要件(加 入期間の2/3以上の保険料納付又は免 除が必要)等を満たす必要あり		* 子又は養育者が 労災・年金受給、 子が里親委託の 場合、不支給	* 里親の場合、子 ども手当に代えて、 同額を安心こども 基金から支給	
支給主 体	国(手続等は都道 府県労働局又は 労働基準監督署)	国(手続等は日本年金機構の年金事 務所)		都道府県、市、 福祉事務所設置 町村	市町村	都道府県、指定都 市、児童相談所設 置市
支給額 (23年 度)	労働者の賃金に 応じて異なる	月額65,741円	加入期間や報酬 に応じて異なる	月額41,550円 * 一定の年収(扶養 親族2人の場合 467.5万円)以上は 支給停止	月額13,000円	一般生活費(食費、 被服費等)として月 額47,680円のほか、 教育費等 (養育里親は更に里親 手当(月額72,000円))
支給時 期等	2月、4月、6月、8月、10月、12月の年6回、2か月分 ずつ支給			4月、8月、12月 の年3回、4か月 分ずつ支給	2月、6月、10月 の年3回、4か月 分ずつ支給	毎月支給